

(退 会)

- 第 9 条 会員は、退会しようとするときは、町会長に届け出なければならない。
2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - ・ 会の区域内に居住しなくなったとき。
 - ・ 死亡したとき。
 - ・ 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(拋出金品の不返還)

- 第 10 条 退会した会員が既に納入した会費その他の拋出金品は、返還しない。ただし、前条第2項第1号及び第2号に該当するときは、前納された会費のうち未到来の月の会費は、返還することができる。

第 4 章 役 員

(役 員)

- 第 11 条 この会に、次の役員を置く。
- ・ 町 会 長 1 名
 - ・ 副町会長 若干名
 - ・ 会 計 1 名
 - ・ 部 長 3 名
 - ・ 班 長 11 名
 - ・ 監 事 2 名
2. この会に、顧問及び相談役を置くことができる。

(役員を選出)

- 第 12 条 役員は各班において、選考された役員候補者を総会において、承認を求め、選出する。
2. 顧問及び相談役は町会長が委嘱する。
 3. 監事は、他の役員と兼ねることができない。

(役員職務)

- 第 13 条 町会長は、この会を代表し、会務を統括する。
2. 副町会長は、町会長を補佐し、町会長に事故があるとき、又は町会長が欠けたときは、あらかじめ町会長が氏名した順序で、その職務を代行する。
 3. 会計は、この会の会計事務を処理する。
 4. 部長は、各部の業務を統括する。
 5. 班長は、各班の業務を統括する。
 6. 顧問及び相談役は、この会の運営に関して町会長の諮問を受け、これに対して答申する。
 7. 監事は、この会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

- 第 14 条 この会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。
2. 役員に欠員が生じたときは、第12条の例により補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。